

令和4年1月17日
長 崎 税 関

長崎税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

令和4年1月14日（金）、長崎税関佐世保税関支署の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の業務内容等】

- 当該職員は、長崎税関佐世保税関支署（長崎県佐世保市）において、外国貿易船等の監視取締業務に従事する中で、一部関係事業者と接する機会がありましたが、マスク着用等の感染防止策を講じておりました。
- 1月13日（木）以降は、長崎税関佐世保税関支署での勤務はありません。

【長崎税関佐世保税関支署の対応】

- 当該職員が執務等をした区画を一時閉鎖の上、清掃・消毒を実施しております。
- 当該職員と同じ業務を担当した職員に対しては、在宅勤務を指示しております。
- 現時点において、発熱等の症状のある職員は業務に従事しておりません。
- 業務上において当該職員と接する機会があった関係事業者には、当関より個別に連絡しております。

【問合せ先】

長崎税関 総務部税関広報広聴官
TEL：095-828-8606